

北海道障がい者条例について

名称 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
(略称 北海道障がい者条例)

公布日 平成21年 3月31日

施行日 平成21年 3月31日 (第1、2、9章)

平成21年10月 1日 (第3章)

平成22年 4月 1日 (第4～8章 全面施行)

※ 平成24年3月30日、平成25年4月1日、平成28年4月1日 一部改正

条例の目的 (北海道障がい者条例 第1条)

この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、(略) もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

◆ 条例に基づく施策の実施に当たっての基本的考え方

「障がいのある人が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、次の点に配慮しながら、条例に基づく施策の推進を図ります。

- I 障がい者の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視すること。
- II 地域の課題解決力を高め、障がい者が必要とする支援の確保を図ることにより、地域間格差の是正に資すること。
- III 福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働する取組を推進すること。
- IV 条例に基づく施策の実施状況等を広く道民に公表し、障がいや障がい者に対する道民の理解の促進を図ること。

◆ 「北海道障がい者条例」の主な施策の柱は3つです。

1 障がい者の暮らしやすい地域づくりを進めます。

- 地域づくりガイドラインの作成
- 地域づくりコーディネーターの配置



2 地域で生き生きと暮らせるよう、働く障がい者を応援します。

- 北海道障がい者就労支援推進委員会の設置
- 就労支援推進計画の作成
- 障がい者就労支援企業認証制度
- 指定法人制度



3 障がい者の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます。

- 虐待、差別及び不利益扱いの禁止
- 立入調査・改善指導・勧告等の重大な権利侵害に対する強制措置

- 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の設置
- 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部の設置



虐待や差別などの暮らしづらさに対し、どのように取り組んでいくのですか？

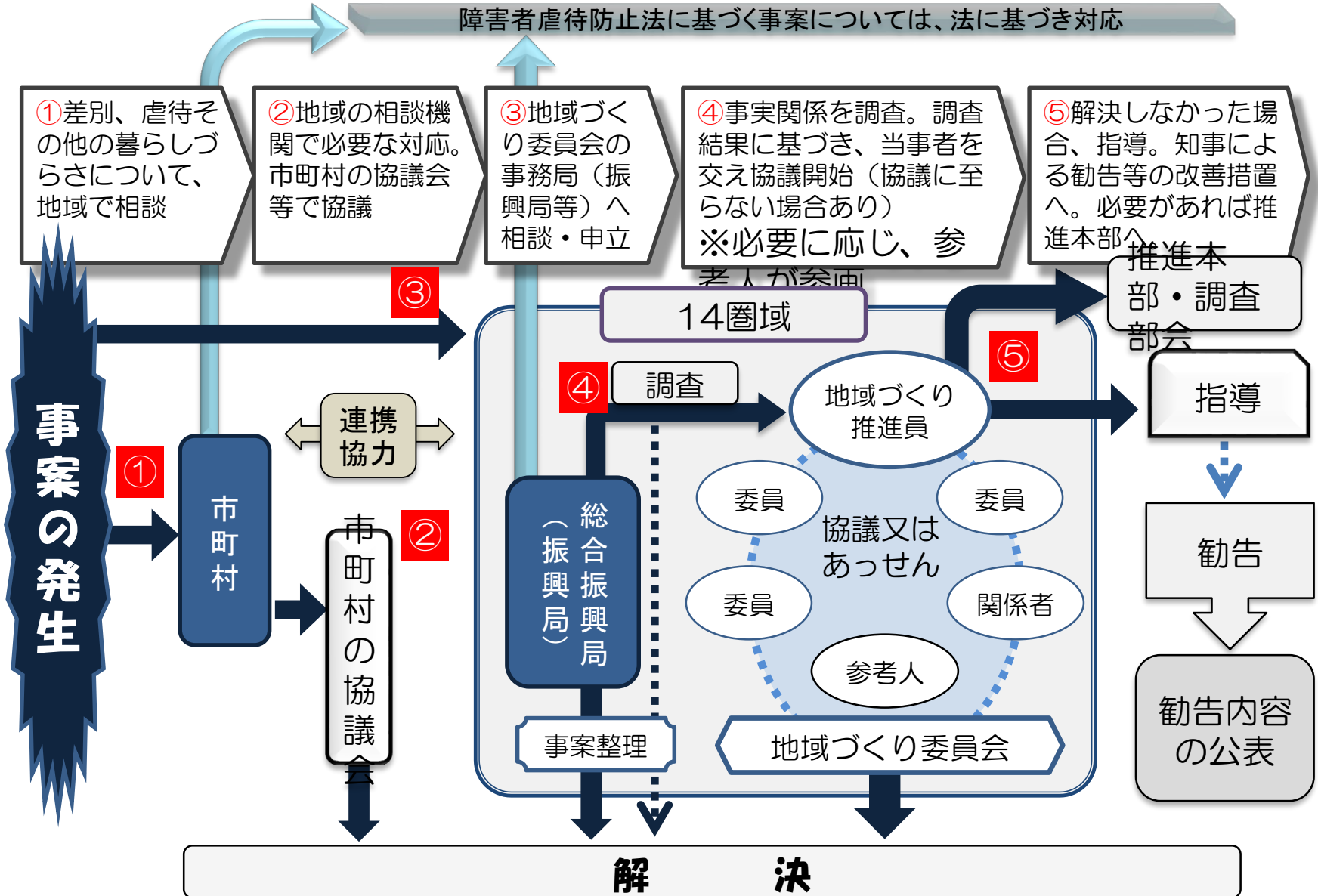
地域づくり委員会が虐待や差別、地域の暮らしづらさなどについて、中立公平な立場から関係者との話し合いにより課題の解決をめざします。

■ 地域づくり委員会の構成等

- 1 地域づくり委員会の委員は、障がい者、地域住民、学識経験者、行政機関の職員のうちから、10名以内の委員を知事が委嘱します。
- 2 地域づくり推進員は、条例第46条の規定に基づき地域づくり委員会を主宰（第46条）し、調査（第47条）、指導や知事に改善勧告を行うよう求める（第48条）といった役割を担い、知事が任命します。
- 3 地域づくり委員会は、地域づくり推進員と地域づくり推進員が指名した3名以上の委員により、事案ごとに組織されます。
ただし、虐待や重大な権利侵害などに該当する事案では、地域づくり推進員は、5名以上の委員を指名し、地域づくり委員会を開催しなければなりません。

差別・虐待などの事案への対応の流れ

障害者虐待防止法に基づく事案については、法に基づき対応



これまでの地域づくり委員会への 申し立て・相談事例

- 学校で、障がいを理由に部活動への参加を制限されている。
- 電動車いすでのバス利用で、乗車拒否を受けた。
- 障害年金を担保とした借入金に憶えがなく、父親等からの経済的虐待の疑い。債務をどうにかしたい。
- 手話通訳者を介して、電話での契約プランの解約ができなかった。
- 視覚障がいのため、乗合バスの乗車口付近で車外放送が流れず、乗りたいバスかわからない。
- 空港の保安検査場で筆談にに応じて欲しい、また、機内放送の情報を失聴者に周知してほしい。